

**木曾・飛騨川流域
水防災意識社会 再構築ビジョンに基づく取組み**

令和4年1月

木曾・飛騨川流域新五流総地域委員会

1. 現状の水害リスク情報及び取組状況の共有

現状の河川において想定される浸水等の水害リスク情報及び現状の減災に係る取組み状況について共有する。共有した内容は、以下のとおりである。

(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

① 伝達一覧表の更新・危険箇所について

| 実施機関 | 伝達一覧表の更新及び危険箇所に係る取組 |
|-------|--|
| 県・市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年5月末までに、市町村と県が伝達一覧表を相互に確認し、同表の更新を行っている。 毎年6月初旬までに、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所について、市町村、水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視を行っている。 |

② 避難情報等の発令基準

| 市町村 | 避難情報等の発令基準 | 該当箇所又は頁 |
|-------|-----------------------|---------------------|
| 各務原市 | 各務原市地域防災計画 一般対策計画 | 第2章第13節 |
| | 避難情報の判断・伝達マニュアル | 7頁 |
| 郡上市 | 郡上市地域防災計画 一般対策編 | 第2章第17節(292頁) |
| 美濃加茂市 | 美濃加茂市避難指示等の判断・伝達マニュアル | 第1編4 |
| 可児市 | 可児市地域防災計画 風水害対策編 | 第3章第2節(風-20) |
| | 避難情報の判断・伝達マニュアル | |
| 坂祝町 | 坂祝町避難指示等の判断・伝達マニュアル | 第1章4 |
| 川辺町 | 川辺町地域防災計画 一般対策計画 | 第2章第10節 |
| | 避難対策 | 第14節 |
| 七宗町 | 七宗町地域防災計画 | 第2章第12節 |
| | 避難勧告等の判断・伝達マニュアル | |
| 八百津町 | 避難勧告等の判断・伝達マニュアル | 6頁 |
| 白川町 | 避難指示等の判断・伝達マニュアル | 7頁 |
| 東白川村 | 避難勧告等の判断・伝達マニュアル | 4頁 |
| | 災害対応マニュアル | 1頁 |
| 御嵩町 | 御嵩町地域防災計画 | 第3章第6節第4項(217頁) |
| | 避難情報の判断・伝達マニュアル | 第2編4 |
| 多治見市 | 多治見市地域防災計画 | 3章(178～181頁) |
| | 多治見市避難情報の判断・伝達マニュアル | 5～18頁 |
| 中津川市 | 中津川市地域防災計画 風水害対策編 | 第1章第7節第2項 資料編8-2 |
| 恵那市 | 恵那市地域防災計画 風水害等対策編 | 第3章第15節, 資料編第3 |

| | | |
|-----|---------------------|---------------|
| 下呂市 | 下呂市地域防災計画 第2編 | 第2章第17節(296頁) |
| 高山市 | 避難情報判断・伝達マニュアル(水害編) | 4頁 |

③ 避難場所・避難経路

| 市町村 | 避難場所・避難経路の記載箇所 | 該当箇所又は頁 |
|-------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 各務原市 | 各務原市地域防災計画 一般対策計画 | 第3章第15節 |
| 郡上市 | 郡上市地域防災計画(場所) | 資料編4(1067頁) |
| 美濃加茂市 | 美濃加茂市地域防災計画(場所) | 資料編6 |
| 可児市 | 可児市地域防災計画 風水害対策編 | 第3章第3節(風-21) 資料編(資-24) |
| 坂祝町 | 坂祝町地域防災計画 第IV編 | 資料編(資-3) |
| 川辺町 | 川辺町地域防災計画 一般対策計画 | 第2章第14節 資料編(S-51) |
| 七宗町 | 七宗町地域防災計画 | 第2章第12節(資料9～11頁) |
| 八百津町 | 八百津地域防災計画(場所) 八百津町土砂災害ハザードマップ(経路) | 資料編(S-71～74) — |
| 白川町 | 白川町地域防災計画 参考資料 | 避難に関する資料(360頁) |
| 東白川村 | 東白川村地域防災計画 | 一般対策編 第2章第12節 資料編(18, 19頁) |
| 御嵩町 | 御嵩町地域防災計画 | 第2章第10節第4項 (93～94頁) |
| 多治見市 | 多治見市地域防災計画 | 資料編(560頁～563頁) |
| 中津川市 | 中津川市地域防災計画 風水害対策編 | 第1章第7節第2項, 資料編8-2 |
| 恵那市 | 恵那市地域防災計画 風水害等対策編 | 第3章第15節, 資料編第6 |
| 下呂市 | 下呂市地域防災計画 | 資料編(1131頁) |
| 高山市 | 高山市ハザードマップ | |

④ 避難誘導體制

| 市町村 | 避難誘導體制の記載箇所 | 該当箇所又は頁 |
|-------|---------------------|--------------|
| 各務原市 | 各務原市地域防災計画 一般対策計画 | 第3章第15節 |
| 郡上市 | 郡上市地域防災計画 一般対策編 | 第2章第8節(296頁) |
| 美濃加茂市 | 美濃加茂市地域防災計画 第3編 | 第1章第3項第2節 |
| 可児市 | 可児市地域防災計画 風水害対策編 | 第3章第3節(風-22) |
| 坂祝町 | 坂祝町避難指示等の判断・伝達マニュアル | 第3章(13頁～15頁) |

| | | |
|------|-----------------------|---------------------|
| 川辺町 | 川辺町地域防災計画 一般対策計画 | 第2章第14節 資料編(S48) |
| 七宗町 | 七宗町地域防災計画 | 第2章第12節 |
| 八百津町 | 八百津地域防災計画 | 資料編(S-69) |
| 白川町 | 白川町地域防災計画 | 第2章(42頁) |
| 東白川村 | 東白川村地域防災計画 | 一般対策編 第2章第12節 |
| 御嵩町 | 御嵩町地域防災計画 | 第2章第10節第1項(89頁) |
| 多治見市 | 多治見市地域防災計画 | 3章(181頁) |
| 中津川市 | 中津川市地域防災計画 風水害対策 編 | 第1章第7節第2項 |
| 恵那市 | 恵那市地域防災計画 風水害等対策 編 | 第3章第15節 |
| 下呂市 | 下呂市地域防災計画 第2編 | 第2章第17節(298頁) |
| 高山市 | 高山市地域防災計画 一般対策編 | 第3章第7項第2節 |

⑤ 河川・砂防・道路情報に関する周知に関する取組

| 実施機関 | 実施した取組 |
|-------|--|
| 県・市町村 | ・災害情報が速やかに住民に把握されるよう、「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ山と川の危険箇所マップ」及び「ぎふ川と道のアラームメール」の周知を図った。 |
| 県 | ・想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図を公表。 |
| 県 | ・近年、中小河川での浸水被害も多発していることから、洪水浸水想定区域図を作成していなかった河川において、水害危険情報図を作成・公表するとともに、これらの河川に設置した水位観測所において避難判断の目安となる水位を設定。 |

(2) 水防に関する事項

① 河川情報の入手方法・河川情報の配信に関する取組

| 実施機関 | 実施した取組 |
|------|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・新五流総地域委員会などの機会を利用し、水防団（消防団）に河川情報の入手方法や、「ぎふ川と道のアラームメール」による河川情報の配信について説明を行った。 ・河川管理（河川巡視、状況把握等）の効率化の観点を考慮し、必要に応じて河川水位計、河川監視カメラを設置。 ・河川改修の進捗状況や、浸水被害の発生状況を踏まえ、重要水防箇所、水位周知河川及び洪水予報河川の設定内容の見直しを実施。 |

| | |
|--------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 洪水予報河川だけでなく、水位周知河川でも氾濫発生情報（警戒レベル5相当）を発表するとともに、土木事務所長から首長への確にホットラインが行えるようにマニュアルを作成。 |
| 各務原市 | <ul style="list-style-type: none"> 木曽川右岸地域水防事務組合より、市内の水防団（前渡・上中屋・下中屋）に、「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ川と道のアラームメール」について周知した。 |
| 郡上市 白川町 東白川村 | <ul style="list-style-type: none"> 役員会、説明会等の機会をとらえ消防団員に対し、「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ川と道のアラームメール」等の河川情報の入手方法について周知した。 |

② 重要水防箇所等に係る巡視の実施

| 実施機関 | 巡視等の内容 |
|-------|---|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年6月初旬までに、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市町村、水防団(消防団)、地元住民等の代表と合同で巡視を行っている。 (具体的な箇所) |
| 美濃加茂市 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月25日 一級河川蜂屋川 (1箇所) |
| 可児市 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月6日 一級河川可児川及び一級河川久々利川 (4箇所) |
| 八百津町 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月25日 一級河川木曽川 (1箇所) |
| 白川町 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月4日 一級河川白川及び一級河川赤川 (2箇所) |
| 中津川市 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月1日 一級河川中津川及び川上川 (2箇所) 書面 |
| 恵那市 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月1日 一級河川横町川 (2箇所) 書面 |
| 下呂市 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月26日 一級河川飛驒川及び一級河川小坂川 (2箇所) |

③ 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応

| 市町村 | 対応 |
|-------|---|
| 各務原市 | <ul style="list-style-type: none"> 市庁舎は、浸水が想定されていないため、水害時に対策本部等の体制確保は可能である。 |
| 郡上市 | <ul style="list-style-type: none"> 郡上市役所本庁舎は、水害時の浸水が想定されないため、防災拠点としての機能を確保でき、災害対策本部等の設置が可能である。 |
| 美濃加茂市 | <ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機の水没防止処置をしている。 |
| 可児市 | <ul style="list-style-type: none"> 水害等の際には、市役所本庁舎4階会議室に災害対策本部を設置するが、本庁舎が浸水等により使用不能の場合は、近隣の市有施設を代替場所とすることとしている。 |
| 坂祝町 | <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎が浸水した場合は、坂祝町中央公民館を代替施設とする体制としている。 |

| | |
|------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 施設の浸水情報は、防災行政無線・登録制メールサービス等によって、関係機関及び住民への周知を行うこととしている。 |
| 川辺町 | <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎は、水害時の浸水が想定されない。 |
| 七宗町 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の浸水情報は、防災行政無線によって関係機関及び住民への周知を行うこととしている。 |
| 八百津町 | <ul style="list-style-type: none"> 防災活動拠点施設として整備した八百津町防災センター（八百津町八百津 3900 番地 1）に災害対策本部を設置することとし、同センターが使用できない場合に限り役場本庁舎を使用する取扱いとしている。 |
| 白川町 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の浸水情報は、町防災行政無線等によって関係機関、住民への周知を行うこととしている。 |
| 東白川村 | <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎が浸水した場合においても、施設機能は確保される。 |
| 御嵩町 | <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎が浸水した場合は、中公民館を代替施設とする体制をとっている。 施設の浸水情報は、広報（防災行政無線等）によって関係機関、住民への周知を行うこととしている。 |
| 多治見市 | <ul style="list-style-type: none"> 多治見市役所本庁舎について、計画規模降雨においては 50 cm 未満程度の浸水が想定されているが、同程度の浸水では防災拠点としての機能は確保でき、災害対策本部等の体制確保は可能。ただし、同程度を超過する異常な浸水があった場合は、多治見市役所駅北庁舎を代替施設とすることとしている。想定最大規模降雨における浸水対策については、新本庁舎建設時に検討を行う。 多治見市民病院は、2 階の軒下までの浸水（2.0m～5.0m）が想定されているため、防災拠点等の機能及び体制確保は困難。 |
| 中津川市 | <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎が浸水した場合は、中津川市健康福祉会館を代替施設とする体制をとっている。 施設の浸水情報は、防災行政無線や市民安全情報ネットワーク（メール）や自主防災会の連絡網等によって関係機関、住民への周知を行うこととしている。 |
| 恵那市 | <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎は、水害時の浸水が想定されない。 |
| 下呂市 | <ul style="list-style-type: none"> 非常電源装置等は、浸水被害を受けない場所に設置しているため、庁舎機能を維持することができる。 |
| 高山市 | <ul style="list-style-type: none"> 計画規模降雨では市庁舎、災害拠点病院（高山赤十字病院、久美愛厚生病院）はすべて洪水浸水想定区域外に立地しているため、水害時にも対応できる。 想定最大規模降雨では市庁舎、災害拠点病院（高山赤十字病院、久美愛厚生病院）いずれも洪水浸水想定区域内となるが、想定水深は 3 m 以内であるため、2 階以上は対応できる。 |

（3）氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

① 排水施設、排水資機材の操作・運用

| 実施機関 | 操作・運用 |
|-------|--|
| 県 | 排水ポンプ車を配備。 2台 河川の氾濫等により浸水被害が発生、あるいはその恐れがある場合、岐阜土木、大垣土木管内に配備した県の排水ポンプ車の出動を要請し、被害軽減、早期復旧を図る。 |
| 美濃加茂市 | 次のポンプ場施設を操作・運用している。 <ul style="list-style-type: none"> ・野笹ポンプ場：総排水量 54.5m³/min(2台) 排水先：木曽川 ・柏木ポンプ場： // 21.0m³/min(2台) 排水先：木曽川 ・大堀ポンプ場： // 19.5m³/min(2台) 排水先：木曽川 ・駅前ポンプ場： // 16.0m³/min(2台) 排水先：木曽川 ・神ノ木ポンプ場： // 54.0m³/min(2台) 排水先：木曽川 ・下町ポンプ場： // 16.0m³/min(2台) 排水先：木曽川 ・深田ポンプ場： // 16.0m³/min(2台) 排水先：木曽川 |

② 樋門、陸閘の操作・運用

| 市町村 | 操作・運用 |
|------|--|
| 各務原市 | ・木曽川（各務原市）にある国土交通省からの管理委託施設の松原ひ管、渡ひ管、河田ひ管、市管理施設の小網ひ管については、ゲート操作要領により操作・運用している。 |
| 可児市 | ・土田排水ひ管にあつては土田排水ひ管操作規程により、下田排水ひ管にあつては下田排水ひ管操作規程により操作を実施している。 |
| 坂祝町 | ・池端、大洲、高見、茶屋、芦渡、西谷川、大林、池田、池田第2、村上、村中、北島、一色東島、一色西島、勝山陸閘について、それぞれ操作規則・細則により操作を実施している |
| 下呂市 | ・馬瀬川の洪水が堤内地へ流入することを防ぐ目的で設置した妙見陸閘(下呂市金山町妙見地先)について、「馬瀬川下呂市妙見町陸閘操作要領」により操作を実施している。 |

③ ダムの操作・運用

| 施設 | 操作・運用 |
|----------|----------------|
| 大ヶ洞ダム(県) | ・大ヶ洞ダム操作規則による。 |
| 岩村ダム(県) | ・岩村ダム操作規則による。 |
| 中野方ダム(県) | ・中野方ダム操作規則による。 |

「事前放流」・ダムごとの上流域の予測降雨量が、設定された基準降雨量以上となり、洪水調節容量が不足し、非常用洪水吐からの越流が予測されたときに実施する。

(4) 被害軽減、拡大防止の取組みに関する事項

① 災害時応急対策用資機材備蓄拠点の運用

| 実施機関 | 操作・運用 |
|------|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> 道路、河川、砂防施設等が被災した際、人命救助の観点からこれら施設の応急復旧、被害拡大防止を図る必要があるため、岐阜土木、郡上土木、可茂土木、多治見土木、恵那土木、下呂土木、高山土木管内に応急対策に必要な資機材をあらかじめ配備する備蓄拠点を整備。 |

2. 地域の取組み方針

前項1において、現状の減災に係る取組状況を共有したうえで、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために、関係機関がそれぞれ又は連携して、令和7年度までに実施する事項は、以下のとおりとする。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

| 市町村 | 実施する取組 |
|-----------------|--|
| 県・市町村 <連携事項> | <ul style="list-style-type: none"> 毎年5月末までに、市町村と県が伝達一覧表の更新を行うこととする。(県、市町村) 【再掲】 毎年6月初旬までに、河川堤防や岐阜県水防計画にある重要水防箇所を、市町村、水防団(消防団)、地元住民代表と合同で巡視する。(県、市町村) 【再掲】 毎年6月中に、市町村と県との間で豪雨災害対応防災訓練を実施し、情報伝達の対応を確認する。(県、市町村) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施を支援する。(県、市町村) 防災施設の機能に関する情報提供を充実させるため、ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等へ周知する。(県、市町村) ダム放流情報を活用した避難体系の確立のため、避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知タイミングの改善を図る。(県、市町) |

| | |
|-------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 避難計画作成の支援ツールを充実させるため、想定最大規模の洪水浸水想定区域図について浸水ナビに実装する。(県) |
| 可児市 | <ul style="list-style-type: none"> 水防に特化した防災訓練を行う。 |
| 白川町 東白川村 | <ul style="list-style-type: none"> 消防団と定期的に情報伝達訓練を行う。 |
| 中津川市 | <ul style="list-style-type: none"> 毎年8月～9月に、全市で総合防災訓練を行う。 各自主防災会ごとで、消防団(水防団)と連携し、情報伝達、避難誘導のための訓練を定期的に行う。 |
| 下呂市 | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害防災訓練を通して情報伝達を確認する。 |

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

| 関係機関 | 実施する取組 |
|-----------------|---|
| 県・市町村 <連携事項> | <ul style="list-style-type: none"> 想定し得る最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図を反映した洪水ハザードマップの改良を行い地元住民に周知する。(市町村) 上記の洪水ハザードマップの改良を行った市町において、地元住民が洪水ハザードマップを活用し、実際に屋外避難訓練や図上避難訓練を行う。(県、市町村) 新五流総地域委員会等の場において浸水実績等の状況を周知、共有する。(県、市町村) 関係機関が連携して実施する住民参加型の避難訓練等について、実施状況や今後の予定等を新五流総地域委員会の場で共有する。(県、市町村) 共助の仕組みの強化するため、新五流総地域委員会の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整する。(県、市町村) |
| 郡上市 | <ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域図が更新された際には、遅滞なく洪水ハザードマップの改良を行い、対象地域住民に全戸配布を行う。 |
| 美濃加茂市 | <ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップを配布し、住民に周知する。 浸水被害が想定される地区では、必要に応じて防災訓練を行う。 |
| 可児市 | <ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップを配布し、住民に周知する。 防災関係機関・地域住民等と協力して水防訓練を実施するとともに、各自治会等が行う自主的な訓練を支援する。 市内在住外国人に対して防災広報等を実施し、防災意識の向上を図る。 |
| 白川町 | <ul style="list-style-type: none"> 自治会に対し、土砂災害ハザードマップを配布し、説明を行う。 |
| 東白川村 | <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害ハザードマップを各戸に配布する。 |

| | |
|------|--|
| 御嵩町 | ・各世帯などに対し、洪水ハザードマップを配布し、周知する。 |
| 中津川市 | ・全市内で実施する防災訓練時などに、自主防災会・防災士が中心となり、ハザードマップを活用して、危険箇所、避難経路の確認や図上訓練を行う。 |
| 下呂市 | ・毎年、広く市民が参加する形で「下呂市土砂災害防災訓練」を行う。 |

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

| 実施機関 | 実施する取組 |
|-------|---|
| 県・市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川水位計、河川監視カメラの増設計画がない場合にあつては、現設置水位計・監視カメラの適切な運用を図る。 (県、市町村) ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について新五流総地域委員会等の場を通じて共有する。 (県、市町村) |

(2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

| 市町村等 | 実施する取組 |
|-----------------|---|
| 県・市町村 <連携事項> | <ul style="list-style-type: none"> ・県や市町村の広報誌等を使った避難行動等に関する啓発、及び居住地区等に係る災害リスクの住民への周知の実施を行う。 (県、市町村) ・浸水位表示板の設置(更新)を行う。 (県、市町村) ・毎年5月末までに、水防資機材の整備状況の把握を行い不足している資機材の配備を行う。 (県、市町村) ・的確な水防活動が行えるよう、水防訓練の充実を図る。 (県、市町村) ・水防団(消防団)との情報の共有ができる体制の確立を図る。 (県、市町村) |
| 各務原市 | ・広報誌等を使った避難行動等に関する啓発を行う。 |
| 美濃加茂市 | ・土のう袋やシート等を庁舎、防災備蓄倉庫に備蓄し、定期的に更新する。 |
| 可児市 | <ul style="list-style-type: none"> ・水防に特化した防災訓練を行う。 ・水防訓練の際に水防資機材の操作・運用について、情報共有を図る。 ・迅速な水防活動ができるように可児市水防センターに水防資機材を備蓄し、定期的に点検・補充を行う。 |
| 坂祝町 | ・毎年9月の第一日曜日に勝山陸閘の操作訓練を行う。 |

| | |
|------|--|
| 白川町 | <ul style="list-style-type: none"> ・水防、土砂災害に対応した防災訓練を行う。 ・土砂災害時の避難方法等について周知する。 |
| 東白川村 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団に対し、土のう造りの講習を行う。 |
| 御嵩町 | <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な水防活動ができるよう各消防団詰所に水防資機材を配備する。 |
| 中津川市 | <ul style="list-style-type: none"> ・全市内で実施する防災訓練時などに、自主防災会・防災士が中心となり、ハザードマップを活用して、危険箇所、避難経路の確認や図上訓練を行う。 |
| 下呂市 | <ul style="list-style-type: none"> ・「下呂市土砂災害防災訓練」を通じて、市と消防団との連携強化を図る。 |

(3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

① 排水施設、排水資機材の運用方法の改善

| 実施機関 | 実施する取組 |
|-------|--------|
| 県・市町村 | 設定なし |

(4) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

| 実施機関 | 実施する取組 |
|-------|---|
| 県・市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・新五流総地域委員会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 ・新五流総地域委員会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報や対策の実施状況を共有する。 |

3. フォローアップとホットライン

毎年出水期前に木曾・飛騨川流域新五流総地域委員会幹事会において、取組状況の共有、取組方針の設定及び更新、進捗管理並びにフォローアップを行うこととする。

同新五流総地域委員会幹事会の結果については、木曾・飛騨川流域新五流総地域委員会に報告を行い、意見等を受けた場合にあっては、取組方針の見直し等に反映させることとする。

また、河川管理者から市町村長へ提供する洪水予報等の河川情報の伝達方法(ホットライン)などの内容とそれに対する市町村長の対応については、関係機関による各種会議等の機会を活用し、情報の共有を一層進めることとする。

4. 各会議の構成と開催状況

(1) 木曾・飛騨川流域新五流総地域委員会

| | |
|------------------------|--|
| <p>構 成 員 (34名)</p> | <p>岐阜大学名誉教授 藤田裕一郎 各務原市長 郡上市長 美濃加茂市長 可児市長 坂祝町長 川辺町長 七宗町長 八百津町長 白川町長 東白川村長 御嵩町長 美濃加茂市消防団長 可児市消防団長 多治見市長 中津川市長 恵那市長 下呂市長 下呂市消防団長 益田川漁業協同組合 代表理事組合長 高山市長 危機管理部次長兼岐阜地域危機管理監 中濃県事務所長 可茂県事務所長 東濃県事務所長 恵那県事務所長 飛騨県事務所長 岐阜土木事務所長 郡上土木事務所長 可茂土木事務所長 多治見土木事務所長 恵那土木事務所長 下呂土木事務所長 高山土木事務所長</p> |
| <p>オブザーバー (7名)</p> | <p>国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 国土交通省中部地方整備局 新丸山ダム工事事務所長 国土交通省中部地方整備局 木曾川水系ダム統合管理事務所長</p> |

| | |
|--|---|
| | 気象庁 岐阜地方気象台長 中部電力株式会社 岐阜水力センター所長 関西電力株式会社水力事業本部 今渡水力センター所長 独立行政法人水資源機構 中部支社長 |
|--|---|

(2) 木曾・飛騨川流域新五流総地域委員会幹事会 (計53名)

| | |
|----------------------|---|
| 岐阜地区 構成員 (6名) | 岐阜県危機管理部危機管理政策課岐阜地域防災対策監 岐阜土木事務所施設管理課長 岐阜土木事務所河川砂防課長 各務原市防災対策課長 各務原市建設管理課長 各務原市高齢福祉課長 |
| 郡上地区 構成員 (6名) | 中濃県事務所振興防災課長 郡上土木事務所施設管理課長 郡上土木事務所河川砂防課長 郡上市総務課長 郡上市建設総務課長 郡上市高齢福祉課長 |
| 可茂地区 構成員 (30名) | 可茂県事務所振興防災課長 可茂土木事務所施設管理課長 可茂土木事務所河川砂防課長 美濃加茂市防災安全課長 美濃加茂市土木課長 美濃加茂市高齢福祉課長 可児市防災安全課長 可児市土木課長 可児市高齢福祉課長 坂祝町総務課長 坂祝町産業建設課長 坂祝町福祉課長 川辺町総務課長 川辺町基盤整備課長 川辺町健康福祉課長 七宗町総務課長 七宗町土木建設課長 七宗町住民課長 八百津町防災安全室長 八百津町建設課長 八百津町健康福祉課長 |

| | |
|------------------|---|
| | 白川町総務課長 白川町建設環境課長 白川町保健福祉課長 東白川村総務課長 東白川村建設環境課長 東白川村保健福祉課長 御嵩町総務防災課長 御嵩町建設課長 御嵩町保険長寿課長 |
| 多治見地区 構成員（6名） | 東濃県事務所振興防災課長 多治見土木事務所施設管理課長 多治見土木事務所河川砂防課長 多治見市企画防災課長（防災担当） 多治見市道路河川課長 多治見市高齢福祉課長 |
| 恵那地区 構成員（10名） | 恵那県事務所振興防災課長 恵那土木事務所施設管理課長 恵那土木事務所河川砂防課長 中津川市防災安全課長（防災担当） 中津川市管理課長 中津川市建設課長 中津川市高齢支援課長 恵那市危機管理チーム政策推進監（防災担当） 恵那市建設課長 恵那市高齢福祉課長 |
| 下呂地区 構成員（6名） | 飛騨県事務所振興防災課長 下呂土木事務所施設管理課長 下呂土木事務所河川砂防課長 下呂市危機管理課長 下呂市建設総務課長 下呂市高齢福祉課長 |
| 高山地区 構成員（6名） | 飛騨県事務所振興防災課長 高山土木事務所施設管理課長 高山土木事務所河川砂防課長 高山市総務部危機管理課長 高山市建設部維持課長 高山市高年介護課長 |

（3）会議の開催状況

平成28年5月31日 木曾・飛騨川流域水防災協議会幹事会（準備会）可茂地区開催
 平成28年6月10日 木曾・飛騨川流域水防災協議会幹事会（準備会）岐阜地区開催

| | |
|------------|-------------------------------|
| 平成28年8月17日 | 木曾・飛騨川流域水防災協議会幹事会（準備会）郡上地区開催 |
| 平成28年5月30日 | 木曾・飛騨川流域水防災協議会幹事会（準備会）多治見地区開催 |
| 平成28年7月7日 | 木曾・飛騨川流域水防災協議会幹事会（準備会）恵那地区開催 |
| 平成28年6月20日 | 木曾・飛騨川流域水防災協議会幹事会（準備会）下呂地区開催 |
| 平成28年7月29日 | 木曾・飛騨川流域水防災協議会幹事会（準備会）高山地区開催 |
| 平成29年6月28日 | 水防災協議会を新五流総地域委員会と統合（河第163号の3） |
| 平成30年8月10日 | 第7回木曾・飛騨川流域新五流総地域委員会（書面開催） |
| 令和元年6月28日 | 第8回木曾・飛騨川新五流総地域委員会 |
| 令和2年8月12日 | 第9回木曾・飛騨川流域新五流総地域委員会（書面開催） |
| 令和3年8月4日 | 第10回木曾・飛騨川流域新五流総地域委員会 |